

(別紙 1)

仙台市における医療のあり方に関する検討支援業務委託 仕様書

I 総則

1. 委託業務名

仙台市における医療のあり方に関する検討支援業務委託

2. 通則

- (1) 本業務は、仙台市契約規則(昭和 39 年仙台市規則第 47 号)に基づくほか契約書及び本仕様書により行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、常に委託者と綿密な連絡を取り、担当職員の指示に従わなければならない。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合には、担当職員と協議を行い、担当職員の指示に従わなければならない。
- (4) 受託者は、調査、打合せ等を行ったときは、その内容を打合せ記録簿 (A4 判) に記録し、その写しを委託者に提出しなければならない。
- (5) 受託者は、完了検査に際しては、あらかじめ成果品及びその関係資料を備えておくものとし、業務担当者は検査に立ち会わなければならない。
- (6) その他、本仕様様に定めのない事項については、別途協議するものとする。

3. 業務内容の秘密保持

本業務の遂行にあたり、仙台市から提供する情報については、以下の事項を厳守すること。

- (1) 受託者は、仙台市から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。
- (2) 受託者は、仙台市から提供のあった情報を指示目的以外に使用し、また第三者へ提供してはならない。
- (3) 受託者は、情報を記録した書類又は磁気ファイルの複写及び複製をしてはならない。
- (4) 受託者は、情報についての事故が発生した場合には、すみやかに仙台市に報告しなければならない。
- (5) 全各号に掲げる事項に関する定めに違反した場合、仙台市は本契約解除等の措置及び損害賠償請求することができる。

II 業務概要

1. 業務目的

本市においては、高齢化の進行などにより医療需要の増加が見込まれ、限りある医療資源の効果的、効率的な活用を図り、将来にわたり持続可能な医療提供体制を確保していくことが今後ますます重要となる。昨年度開催した「仙台市の医療提供体制に関する懇話会」（以下「懇話会」という。）においても、様々な課題について指摘されたところである。

これらを踏まえ、本市として医療提供体制の現状と課題、並びに今後の対応の方向性を主体的に検討するため、有識者等で構成する「仙台市における医療のあり方に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置した。

また、令和5年度には、検討会議での議論の結果も踏まえ、宮城県地域医療計画と連動した、本市の医療政策推進に向けた具体的な取り組みについて検討を行うとともに、宮城県において検討が進められる見込みの次期宮城県地域医療計画に対し、本市としての意見を申し述べる予定である。

本業務は、以上の経過を踏まえながら、令和4年度以降の本市における検討を支援するものとして、市内の医療機関等の現況調査及び市民からの意見聴取を行い、課題を整理するとともに、検討会議の運営補助を行うことを目的とする。

2. 業務内容

i 前提事項

本業務は、第7次宮城県地域医療計画に掲げられている施策について、①現状の本市内における進捗状況と課題、②本市で検討すべき論点などを整理するものであるが、特に、懇話会において指摘された、本市の医療提供体制に係る様々な課題に留意し、業務を行うこと（懇話会意見は別紙3「仙台市の医療提供体制に関する懇話会におけるご意見まとめ（最終版）」参照）。

ii 市内医療機関等の現況調査

(1) 分析用データの収集

(ア) 収集すべきデータの内容及びその収集方法については、委託者と協議のうえ決定し、実施すること。

(イ) 収集するデータは、第7次宮城県地域医療計画に掲げられている施策について、本市内での実施状況・進捗状況を明らかにするとともに、本市の医療提供体制にかかる課題の幅広い抽出に資するものとする。

(ウ) データの収集にあたっては、①統計データ等の公開情報、②委託者（仙台市）が所有する診療報酬明細書データ、③医療機関等へのアンケート送付等による課題把握を行い、①～③までの集計結果から、必要に応じ医療機関等へのヒアリングを実施すること。

(エ) データの収集にあたっては、次にあげる要素は必ず明らかにするよう留意すること。

① 医療機関同士の連携における課題

- ② 医療機関と介護・福祉施設の連携における課題
 - ③ 各病院における病床機能の見通し
 - ④ 各病院における入院患者層
- (オ) データは、情報源や収集に必要な期間等を考慮し、収集可能なものとする。
- (カ) データの匿名化処理等が必要なときは、受託者が行うこと。
- (キ) 委託者が所有するデータ（診療報酬明細書データなど）が必要であるときは、遅滞なく依頼を行うこと。
- (2) 収集したデータの分析及び課題の整理
- (ア) 検討会議等に供するため、データの分析および課題の整理（以下「課題整理等」という。）を行うこと。
- (イ) 課題整理等にあたっては、次にあげる要素を勘案しながら検討を実施すること。
- ① 宮城県地域医療計画（次期計画策定に至るまでの県の検討経過を含む）
 - ② 別紙5「仙台市各計画における医療関連部分抜粋」
- (ウ) 課題整理等にあたっては、次にあげる要素を考慮し、整理すること。
- ① 本市が対応すべきこと（救急医療、災害時医療・新興感染症、周産期・小児医療、地域医療連携、在宅医療・地域包括ケアシステム など）
 - ② 宮城県と本市の協力により対応すべきこと
 - ③ 宮城県に求めていくこと など
- (エ) 課題整理等にあたっては、必要に応じて関係者へのヒアリングを行うこと。
- (オ) 課題整理等を行う内容は、委託者と協議し決定すること。

iii 市民からの意見聴取

市民の医療ニーズや医療制度に関する意識を把握するため、市民を対象として、アンケート調査（仙台市電子申請サービス（みやぎ電子申請サービス）によるアンケート）等を行う。詳細は委託者と受託者とで協議の上決定するが、主な内容は以下のとおりである。

- (1) アンケート調査票、説明資料等の作成支援
- (2) 調査票の配布及び回収
- (3) 回収した調査票の分析及び課題の整理

iv 他政令指定都市との比較検討

本市における医療提供体制の特徴と課題を把握するため、他政令指定都市への調査を実施する。なお、以下に掲げる項目を始め、調査項目を整理するとともに、調査結果の分析を行うこと。

- (1) 病院数や救急車搬送患者数
- (2) 救急搬送困難症例への対応状況
- (3) 転院調整に係る仕組み
- (4) 救命救急センターからの下り搬送件数

v 検討会議の運営補助

以下、(1)～(3)の運営補助業務を行う。なお、出席者との日程調整、委員への事

前説明は本委託範囲に含まない。

(1) 検討会議で用いる資料作成

(ア) 資料の作成にあたっては、宮城県地域医療構想や厚生労働省が実施する各検討会で提示された方向性等を踏まえること。

(イ) 主要な論点や方向性について、事前に委託者と協議すること。

(ウ) 委託者から修正・再提案を依頼された場合には、協議のうえ、都度適切に対応すること。

(エ) 検討会議に事務局として出席し、資料の説明を行うこと。

(2) 検討会議の会場設営、受付等対応

(3) 検討会議の庶務補助

(ア) 検討会議における資料印刷・配布、議事録作成を行うこと。

(イ) 委員への謝礼について、受託者の負担において1回あたり11,600円(源泉徴収税控除前)を謝礼として支払うこと。なお、謝礼の支払いにおける源泉徴収事務も受託者が行うこと。後日、本人への支払い及び税務署への納付実績に係る証拠資料を提出すること。

3. 想定スケジュール

5/19(木) 第1回検討会議(委託者で対応)

6月下旬 業務着手

7月上中旬 第2回検討会議

9月上旬 第3回検討会議

11月上旬 基礎分析終了

第4回検討会議

12月上旬 第5回検討会議(調査結果報告素案)

12月下旬 詳細分析終了、成果物納品

1月下旬 第6回検討会議

4. 成果品の提出

(1) 受託者は、本業務に係る実績報告書(A4版)2部および電子ファイル(Microsoft Word等)、その他業務に伴う関連資料一式を委託者に提出するものとする。

(2) (1)に記載するもののほか、本業務にあたり作成された資料等の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、委託者に帰属するものとする。ただし、著作権に限らず受託者が本業務を遂行中に身につけた方法論や他のあらゆる技術的なノウハウ等を含む他の知的財産にかかわるすべての権利は受託者にとどまるものとする。

5. 履行期限

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

6. 個人情報の保護

本業務実施にあたっては、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」（別紙6）の内容を遵守すること。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

7. その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、提案書における調査手法その他の内容について、別途打ち合わせの上、修正・調整等を加えて実施する場合もある。
- (2) 契約金額には、本委託業務に係る全ての経費（参考資料、データ、消耗品を含む）を含むものとする。
- (3) 検討会議の詳細なスケジュールについては、委託者が委託契約締結時に別途通知する。ただし、当スケジュールについては、検討状況により、委託者と受託者が協議のうえ、随時変更することを可能とする。
- (4) 委託者が所有する資料やデータなど（宮城県地域医療計画に関するデータ、懇話会で提示した資料等）で、本業務に必要なものを受託者へ提供し、想定された業務が生じなくなった際など、契約内容の変更を行う場合もある。
- (5) 本仕様に定めのない事項については、両者協議の上、決定するものとする。